



交通安全Journal

自転車乗車用ヘルメットの着用 努力義務に (令和5年4月27日までに施行)

自転車に乗車する人は、全ての年齢で「乗車用ヘルメットを着用するよう努めること」とされました。今後、公布日（令和4年4月27日）から1年以内に施行されます。（罰則規定はなく、いわゆる「努力義務」です。）

※令和5年4月27日までに施行

現在

幼児・児童の保護者等は、ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

対象

幼児・児童

（保護者の努力義務）



改正後

自転車の運転者はヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

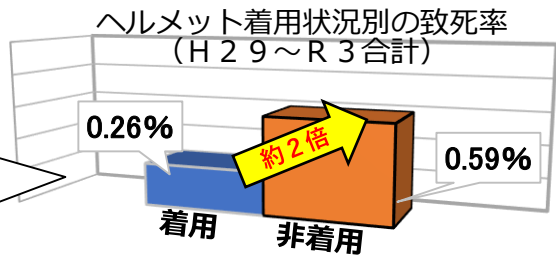
対象

全ての自転車運転者(努力義務)

※他者を同乗させる場合も同様です



自転車の死亡事故では、頭部の負傷が致命傷になる割合が一番多く、非着用の場合、着用と比べて**致死率が約2倍**高くなります。



令和4年

実施期間7月11日(月)～7月20日(水)

夏の交通安全県民運動

～さわやかに 夏を走ろう 北陸路～

ツイッターを運用しています。フォローをお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。

◇県警のウェブサイトにも掲載しています。

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】

投稿フォームはこちら

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

